

生駒市規則第 3 6 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則をここに公布する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月生駒市条例第 2 5 号）第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,590円を超える場合は、104,590円）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,710円以下であるときに限る。）	月額56,710円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,300円を超える場合は、52,300円）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合（その月に介護に要する費用を	月額28,360円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用と

	支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。）	して支出された額)
--	---------------------------------------------------------------	-----------

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、生駒市消防団員等公務災害補償条例及び生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例（平成18年12月生駒市条例第30号）第1条の規定による改正前の生駒市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定により介護補償を支給された者で同条の規定による改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定により支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払とみなす。